

令和5年和光市農業委員会4月総会会議録

和光市農業委員会

令和5年和光市農業委員会4月総会日程

令和5年4月26日（水曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議事録署名委員の指名 6番 鳥井俊之委員 7番 藤田雅彦委員
- 日程第4 提出議案 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 協議事項 ①令和5年和光市農業委員会5月総会の日程について
②令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
③令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
④農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について
⑤その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③その他
- 日程第7 閉 会 午前10時45分

出席委員（11名）

1番	石田秀樹君	2番	北嶋美栄子君
3番	浪間兼三君	4番	櫻井茂雄君
5番	井口恒君	6番	鳥井俊之君
7番	藤田雅彦君	8番	山崎とよ子君
9番	田中明君	10番	新坂篤司君
11番	加藤政利君		

欠席委員（0名）

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） 委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和5年和光市農業委員会4月総会を開会いたします。

令和5年度、今日からスタートいたします。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○石田会長 皆様、おはようございます。

すっかり桜の花も終わり、新しい年度が始まりました。無事、市議会議員選挙も終了し、市議の方も新しい顔ぶれが決まったようです。

私たちの任期は7月までと残り少ないですが、もう少しの間、うまく議事運営していきたいと思しますので、今日もよろしく願いいたします。

それでは、令和5年和光市農業委員会4月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○石田議長 初めに、議事録署名委員ですが、6番、鳥井委員、7番、藤田委員を指名いたします。よろしく願いします。

◎提出議案

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

○石田議長 では、議案に移ります。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書の1ページから6ページ及び写真資料の1と2をご覧ください。

では、議案書の2ページになります。

農用地利用集積計画書（利用権設定関係）。

利用権の設定を受ける者、田中新一郎、和光市下新倉三丁目*番**号。利用権の設定を行う者、本橋末子、和光市新倉一丁目**番**号。利用権を設定する土地、下新倉六丁目**-*、***-*、***-*、面積はそれぞれ667、736、52平方メートル。設定する利用権の時期につきましては、開始が令和5年4月1日、終わりが令和8年3月31日となっております。

本案件は、利用権設定の更新のための手続となり、貸主の本橋末子さんと借主の田中新一郎さんの間で3年間の設定で合意に至ったことから、申請に至りました。

4ページをご覧ください。

権利設定を受ける田中新一郎さんは現在73歳で、年間農業従事日数は300日、妻が63歳で250日、子が39歳で280日で、労働力は3人合計で830日です。所有の農機具等の状況から、要件を全て満たしているかご審議をお願いします。

農地の利用状況につきましては、9番、田中委員に現地確認をお願いいたしました。写真資料の4番から10番をご確認ください。

以上、農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、9番、田中委員に現地確認に行っていただきましたので、ご報告のほどよろしくをお願いいたします。

○田中委員 先般、事務局と現地をそれぞれ確認させていただきました。どの土地も健全に耕作されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○石田議長 ありがとうございます。

では、皆様から何かご意見、ご質問はありますでしょうか。ありましたら、挙手のほうをお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

では、採決に移ります。

この計画につきまして、決定ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この計画は決定といたします。

◎提出議案

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

○石田議長 続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第9号、利用権設定関係、議案書の7から12及び写真資料の3をご覧ください。

ここで訂正がございます。

8ページ及び11ページにつきまして、本間園子さんの住所に変更がありましたので、正しくは、本日配付しましたA4の紙2枚、こちらの資料になりますので、差し替えていただくようお願いいたします。

では、8ページのほうを読み上げます。

農用地利用集積計画書（利用権設定関係）。

利用権の設定を受ける者、田中新一郎、和光市下新倉三丁目*番**号。利用権の設定を行う者、本間園子、さいたま市緑区大字大牧****番地**。利用権を設定する土地、下新倉六丁目**-*、面積は330平方メートル。利用権を設定する時期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

本案件は、利用権設定の更新のための手続となり、貸主の本間園子さんと借主の田中新一郎さんの間で3年間の設定で合意に至ったことから、申請となりました。

田中新一郎さんの経営状況や農地の利用状況については、議案第8号と内容が重複いたしますので、説明を省略いたします。

写真資料も同じく4番から10番となります。

以上、農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、こちらの借主も議案第8号と同じ田中新一郎さんですので、報告は省略いたします。

それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですかね。

では、採決に移ります。

この計画につきまして決定ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この計画は決定いたします。

◎協議事項

①令和5年和光市農業委員会5月総会の日程について

○石田議長 それでは、協議事項に移ります。

協議事項①令和5年和光市農業委員会5月総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 協議事項①5月の農業委員会総会の日程についてですが、5月25日木曜日10時からを提案させていただきます。場所は3階庁議室です。

なお、6月総会につきましては、まだ会議室を押さえられてはいませんが、6月23日または26日前後での開催を考えております。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○石田議長 ありがとうございます。

5月の総会の日程ですが、5月25日木曜日の午前10時で都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 大丈夫ですかね。

では、5月25日木曜日、午前10時、庁議室ということでお願いいたします。

また、6月は23日の金曜日、もしくは26日の月曜日前後ということですが、このあたりで都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 6月総会が実質、私たちのメンバー最後の総会になりますので、ぜひとも全員参加でお願いしたいと思います。

②令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

③令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○石田議長 続きまして、協議事項②令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと協議事項③令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画については関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項②令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと、協議事項③令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、こちらは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、農業委員会の毎年度の明確な活動目標とその達成に向けた具体的な活動計画を定めるものです。毎年6月末までにホームページ上で公表するほか、埼玉県農業会議からその提出を求められているものになります。

それでは、協議事項②の令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてからご説明いたします。

本日配付いたしました資料2をご覧ください。

まず、上から順番に進めていきます。

1番目、農業委員会の状況です。ここでは、農業の概要と農業委員会の現在の体制について記載をしております。

なお、農地面積や農家数などの数字は、5年に一度実施される農林業センサス2020の数字を掲載しています。

次のページをご覧ください。

2、担い手への農地の利用集積・集約化です。こちらは、認定農業者が所有する農地面積の合計及び農用地利用集積計画に基づく市街化調整区域での利用権設定の面積の合計の数値となっております。令和4年度の集積目標は37.1ヘクタールとなっておりますが、集積実績は36.6ヘクタールでした。

集積面積が減少した理由としましては、相続などが発生し、地権者の意向による利用権設定の合意解約が複数件あったことから減少したということが主な原因となっております。

一方で、新規の利用権設定が約0.2ヘクタールありましたので、合計した減少面積は0.4ヘクタールとなっております。

目標に対する評価としましては、「現在の目標値を維持できることが望ましいが、状況に応じて目標値の見直しを行うことが必要」とし、活動に対する評価は、「引き続き積極的な制度の周知活動と個別的アプローチを継続することが必要」といたしました。農地の利用集積については、農地利用最適化の推進に係る活動に位置づけられており、今後も利用権設定や認定農業者を増やすことで数値目標を達成していければと考えております。

次のページをご覧ください。

3番目、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和4年度の参入目標はゼロ経営体で、新規就農結果はゼロでした。目標に対する評価は、「ここ数年の実績を踏まえて、妥当といえる」とし、活動に対する評価は、「ここ数年の実績や地域状況を踏まえて、やむを得ないといえる」といたしました。

次のページ、4、遊休農地に関する措置に関する評価です。こちらは、遊休農地面積が現在0.04ヘクタールとなっているため、令和4年度の解消目標を0.04ヘクタールとしていましたが、遊休農地を解消することはできませんでしたので、実際の解消面積もゼロヘクタールとしております。この遊休農地というのは、新倉二丁目にあるAさんが所有し、Bさんが小作契約をしている農地となります。

こちらにつきましては、これまで何度かご報告をさせていただきましたが、令和4年度中に少し動きがありまして、一部樹木の伐採や除草等が行われております。完全な解消にはまだ至っていませんが、今後も引き続き注視をしていく予定です。

そのページの下、3と4のところをご覧ください。

目標の達成に向けた活動として、昨年6月と1月に実施した利用状況調査についても報告いたします。

目標に対する評価につきましては、「現在の目標値を維持できることが望ましいが、状況に応じて見直しを行うことが必要」とし、活動に対する評価は、「年2回の利用状況調査の実施と、農家だよりによる事前周知の結果、遊休農地の新たな発生は抑制できた。また、既存の遊休農地の解消についても議論を重ねた」といたしました。

次のページに移ります。

5番です。違反転用への適正な対応ですが、こちらは市内の違反転用面積が0.57ヘクタールとなっておりますが、実績は変わらず0.57ヘクタールでした。活動に対する評価としては、「一斉パトロールの他、農業委員による個別パトロールを随時実施した。一定の成果はでているが、違反転用の多くが発生から相当年数経過しているため改善は困難と思われるが、機会を捉えて継続的に指導を行うとともに、発生防止策として啓発活動を積極的に行うことが望ましい」といたしました。

次のページになります。

6、農地法によりその権限に属された事務に関する点検です。こちらは、農地法第3条に基づく許可事務と農地転用に関する事務、農地所有適格法人、情報提供について、昨年1年

間の状況を報告するものとなっています。

次のページ、7番です。最後のページになります。

地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、こちらは特になしといたしました。

その下の8番、事務の実施状況の公表等については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価について、ともにホームページ上で公表していることを報告しております。

続きまして、協議事項③の令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。

本日配付しました資料3をご覧ください。

まず、1番、農業委員会の状況につきましては、先ほどと同様、記載のとおりとなっております。

次のページ、2番、担い手への農地の利用集積・集約化ですが、令和5年度の目標及び活動計画は、集積面積目標を36.7ヘクタール、新規集積面積を0.1ヘクタールとしました。農家だより等を活用して一層の制度周知を図り、利用権設定の認知度を高めます。また、いわゆる8.1調査を基に利用権設定に興味のある農業者に個別に説明を行います。

次に、その下、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、今年度の目標は1経営体といたしました。こちらは、先月の総会でご説明いたしました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づくもので、和光市での新規参入は非常に困難ではあるものの、参入したい意向を持った方を受け入れる体制を示すためにも、目標は定めておくこととしております。

次のページをご覧ください。4番、遊休農地に関する措置ですが、現在の遊休農地面積が0.04ヘクタールですが、今年度の解消目標面積を0.04ヘクタールとしております。こちらは、先ほどご説明いたしました新倉二丁目の遊休農地の解消に向けた取組をさらに進めたいという考えによるものとなっております。

その下、5番、違反転用への適正な対応は、現在の違反転用面積が0.57ヘクタールとなっておりますが、年数の経過している案件についても機会を捉えて指導を行い、農業委員及び事務局による農地の巡回により違反転用の未然防止、早期発見・早期解消を図ります。また、農家だよりに啓発記事を掲載して周知に努めるとしております。

事務局からの説明は以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

令和4年度の活動の点検と評価と令和5年度の活動計画について説明をしていただきましたが、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

7番、藤田委員。

○藤田委員 資料3の1ページ目2番、農業委員会の現在の体制の、新制度に基づく農業委員会の部分。任期満了の時期が違っていませんか。

○石田議長 事務局。

○事務局（江口） 次期委員の任期が7月20日からですので、現委員の満了日は7月19日で間違いありません。

○藤田委員 今年度としてはこれでいいわけですね。

○事務局（江口） はい。

○藤田委員 分かりました。

○石田議長 その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

6番、鳥井委員。

○鳥井委員 5番の違反転用への適正な対応の活動計画のところ、年数の経過している案件についても指導を行うということを書かれているんですが、実際、最近指導も行っていたんでしょうか。また、今後、具体的にどのように指導を行うのか教えてください。

○石田議長 事務局。

○事務局（江口） 定期的に指導を行っているわけではありませんが、違反転用を行っている方と話をする機会があるときに、実際は違反状態になっているということをお伝えし、是正をお願いしております。

今年度は実際に指導できた実績はありませんが、これまで数年に一度しているという状況です。

○鳥井委員 今後、全てのそういう案件に対して指導していくという予定はないのですか。

○事務局（江口） 全ての件に関して一律で指導は行えていない状況です。

○鳥井委員 実際に違反しているということを認識していない方もいるかと思しますので、できれば、全部の案件に対して指導する機会があればいいんじゃないかなと思います。

○事務局（江口） ご指摘ありがとうございます。これまで何回かお話しはしているので、ご自身の土地が違反状態であることは認識いただいていると考えていますが、既に建物が建ってしまった状態で、それを撤去いただくのは難しい現状でありますので、今後、建て替え等の相談があった場合、ここは建築ができない場所であることを指導していくという考えで

す。

○鳥井委員 分かりました。

○石田議長 よろしいでしょうか。

○鳥井委員 はい。

○石田議長 それでは、この内容でホームページに公表し、埼玉県農業会議にも提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

④農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について

○石田議長 続きまして、協議事項④農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項④農地利用最適化推進1・1・1運動の報告についてです。

こちらは、農業委員会として、また農業委員として毎年1事例以上農地利用最適化推進のための活動に取り組み、埼玉県農業会議に報告をするものとなっております。

本日配付の資料4、農地利用最適化推進1・1・1運動報告書（農業委員会）をご覧ください。

令和4年度に取り組んだ取組事例としましては、遊休農地解消に向けた活動といたしました。具体的には、先ほど説明しました新倉二丁目の遊休農地の解消に向けた地権者との話合いの事例を取り上げました。

過去数十年間放置され、樹木が大きく育つまでになってしまった農地が、地権者との話合いにより、解消に向けて一歩近づいたため、活動の成果とさせていただきます。

完全な解消にはまだ時間がかかるとは思いますが、引き続き経過を注視していきたいと考えております。

この事例を報告することでよろしいか、ご協議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

令和4年度の農地利用最適化推進1・1・1運動の報告につきまして説明をしていただきましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

皆さんご存じの場所ですが、少しずつ改善されていますので、うまく報告できればと思いますので、この内容でよろしいですか。

（発言する者なし）

○石田議長 では、この内容で農業会議に提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

⑤その他

○石田議長 続きまして、協議事項⑤その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項⑤その他についてはございません。

○石田議長 では、協議事項は以上といたします。

◎諸報告

①会長専決について

○石田議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が2件と5条が6件となっております。

議案書の13ページから24ページ、また写真資料の11番から18番まで、併せてご覧ください。説明は以上です。

○石田議長 ただいま写真を確認していただいておりますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですかね。

よろしければ、会長専決は以上といたします。

②農業委員の活動報告について

○石田議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告になります。

4月分の活動の共通事項につきましては、本日4月26日の農業委員会4月総会と記入してください。その他、個別に農地パトロールや現地確認をしていただいた方、またそれ以外に会議等に出席された場合は、その旨ご記入をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

今月も活動内容を用紙に記入していただいて、事務局まで提出をお願いいたします。

また、皆様から特にご報告したい内容がある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

では、委員の皆様からの報告は以上といたします。

③その他

○石田議長 続きまして、諸報告③その他、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 諸報告③その他ですが、3点ございます。

報告1点目は農家だよりになります。

本日配付いたしましたA3の資料5、こちらをご覧ください。

内容を簡単にご説明いたしますと、まず1つ目は、農業委員会委員候補者選考結果の欠員分を公表するものになります。

3月の農家だよりで報告しました選考結果について、1名分辞退の申出がありましたので、欠員した1名分を再度推薦をいただき、その結果を載せさせていただいております。

その下は、各団体の総会の報告になります。坂下土地改良区環境保全組合と和光市農業後継者倶楽部になります。

また、右側の生産緑地の斡旋の記事、またその下は観光農園です。最近、収穫体験など大変人気がありまして、ただ、実際、そちらを担っていただける農家の方が最近、逆に減っていることもあり、もしご興味のある方がいらっしゃいましたら、ご紹介をいただければと考えております。

また、今回は裏面もございまして、課税課からの依頼記事である家屋の現況調査、また県からの記事である農業機械の安全確認の徹底。

また、最近、ナガミヒナゲシという外来の雑草がたくさん生えておりますので、こちらに関する注意記事になっております。

農家だよりについて、記事の内容についてご意見等ございましたら、また後ほどよろしくをお願いいたします。

報告2点目になります。5月の各委員の会議等の予定についての報告です。

5月17日水曜日には、朝霞地区農業委員会連絡協議会の総会が志木市で開催されますが、

こちらは、石田会長、加藤代理、平川事務局長に出席いただきます。

また、5月26日金曜日には、北足立農業委員会連絡協議会総会が埼玉県浦和合同庁舎で開催されますが、こちらは石田会長と平川事務局長に出席いただく予定です。

報告3点目です。農業委員会視察研修会の報告になります。

資料の6番目をご覧ください。

こちら、先月、3月総会の後に参加される方で行きました農業委員会視察研修会になります。現農業委員のほか、次期農業委員候補者にもお声がけをしまして、事務局を含め13名で参加をいただきました。

行き先は深谷市の「ヤサイな仲間たちファーム」というところで、昨年オープンしたばかりの農業振興施設となっております。

この施設の立地や都市農業としての取組が和光市においても参考になると考え、視察先といたしました。

施設としては、体験農園や直売所、農家レストランが置かれ、農業者から一般市民まで農業を学び、楽しめる内容となっております。

また、研修では、この施設の設立から関わり、農業アドバイザーとしても活動されている有限会社コスモファームの中村さんに講師を務めていただき、都市部の小規模農業をいかにして稼げるものにするかをテーマに、実際の取組や作った六次化産業製品といったものをご紹介いただきました。

詳しくは、資料をご覧くださいとともに、参加された委員の皆様からお話をしていただければと思います。

その他の報告については以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

4番、櫻井委員。

○櫻井委員 農家だよりの生産緑地の斡旋の記事、前から不思議だったんですけども、買取希望価格というのはどういう形が出るものなんですか。

○石田議長 事務局。

○事務局（江口） この買取希望価格は、申請者が申し出た金額となっております。

実際はかなり高めな額になっているようで、斡旋が成立した案件はここ数年報告がありません。

○櫻井委員 実態としては、生産緑地の解除に向けた手続きというのがメインになるんですね。

○事務局（江口） そのように伺っております。

○櫻井委員 こういう申請が出たら、この土地はすでに目的が決まっているということなんです
すね、ほぼ。

○石田議長 事務局。

○事務局（江口） 生産緑地の解除の手续としましては、まず生産緑地を解除したいという申
出があった際に、市が買い取るかどうかという判断をいたしまして、市が買い取らないと判
断した後に、農業者に斡旋をします。それを農地のまま買い取りたいという希望があれば、
そこで農地のまま買い取っていただいて、買い取りたい方がいなかった場合に初めて生産緑
地の行為制限が解除され、転用可能になります。このため、ここで出た記事が今後、農地転
用されていくという流れが多くみられます。

○櫻井委員 市のほうで買取り申出しても、実際、首都圏で買取りが成立した事例はあるんです
か。

○事務局（江口） 首都圏全体となりますと、今、手元にデータがありませんので正確なことは
わかりませんが、事務局においては、市が買い取ったという事例は聞いたことがない状態
です。

○櫻井委員 この買取り希望価格というのは、現実の取引、時価に即した価格ではないというこ
とになるんですか。

○事務局（江口） 時価よりもかなり高めの額になっているようです。実際に買い取りたいと
いう方がいらっしゃった場合は、この買取り希望価格というのはあくまで希望ですので、個別
に交渉していただいて、話し合いの中で決めていただくことになるかなと思います。

○櫻井委員 実際にこの希望価格というのは、適正か適正じゃないかというのは、その申請者
の判断の価格ということなんですか。

○事務局（江口） そういうことになります。

○櫻井委員 分かりました。ありがとうございます。

○石田議長 その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですか。では、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○石田議長 本日もスムーズな議事運営に協力していただきまして、ありがとうございました。

これで令和5年和光市農業委員会4月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時45分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員